

事例から考察する意匠制度活用について

—特許と意匠の併用の観点から—

平成 24 年度意匠委員会 第 2 委員会 活性化第 1 部会

折居 章, 大塚 啓生, 岡崎 博之, 土井 健二, 岩城 全紀

目次

はじめに

事例 1. 包装用容器 (意匠登録 1186568)

担当: 折居 章委員

事例 2. ロボットおもちゃ (意匠登録 1095993)

担当: 大塚 啓生委員

事例 3. 自動車おもちゃ (意匠登録 1391371)

担当: 岡崎 博之委員

事例 4. 送風機 (意匠登録 1313239)

担当: 土井 健二委員

事例 5. 椅子 (意匠登録 1088208)

担当: 岩城 全紀委員

はじめに

平成 24 年度の意匠委員会第 2 委員会活性化第 1 部会では、諮問事項 1 の「意匠権を確保することの有利点の分析・検討及びその結果に基づく意匠制度活用の提言」に当たり、意匠登録件数上位 20 社の意匠登録の傾向を分析・検討することから始め、例えば業態により意匠の取り方に特徴がないか等を検討した。その中で同じ対象について意匠権だけでなく特許出願がされているものが存在することが話題となった。

ここで、同じ対象について特許出願による特許権化以外に何故意匠登録出願をして意匠権を確保するのかを分析・検討することで意匠制度の有利点或いは特許制度との重層的活用等を探ることができるのではないかと考えた。

そこで、上記した上位 20 社を含めて、登録意匠の図面に似た出願公開図面 (或いは特許発明図面) を探し、或いは意匠の創作者と同一の者がした発明を検索し、その中から同一対象について意匠登録と特許出願とがされていると思われる事例等を複数選出した (表 1)。

その選出した事例を分析・検討した結果の具体的内容は次項に詳細に述べるとして、意匠制度には 3 つの特徴があると思われる。

第 1 は、意匠制度は分野にもよるが特許制度に比べて比較的登録されやすい可能性があると思われる点である。発明は自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの (特許法 2 条 1 項) なので、その思想性故に公知となった引例記載の発明により、かなり広範囲に進歩性なしとされる可能性がある。一方、意匠は物品の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるもの (意匠法 2 条 1 項) であるので、図面等に現わされる具体的形態に大きく拘束され、斬新なものを除けば、特許に比べ引例記載の意匠に類似するとされる範囲は狭いと考えられる。

また、特許出願において特許請求の範囲、明細書の記載要件は特許法 36 条 4 項乃至 6 項に拒絶理由として厳しく規定されている。これに対し、意匠法では 3 条 1 項の工業上利用できる意匠であるか否かという点で願書や図面の記載が意匠を特定できるものであることが求められているが、特許法 36 条 4 項のような実施可能要件等の明確な規定はないと思われる。

以上から、意匠制度は分野にもよるが特許制度に比べて比較的登録されやすい可能性があると思われる。

第 2 には、特許の権利範囲の穴を意匠権が補う可能性があると思われる点である。上記第 1 の結果として、特許制度による特許権では、特許法 29 条 2 項等の拒絶理由通知に対して、構造の相違だけでなく有利な効果を出すため等の補正により、出願当初想定していた権利範囲から外れてしまう部分が発生し得る。これに対し、意匠制度では美感が問題であり技術的効果は問題とされない等の事情から、出願当初想定していた権利範囲から外れる部分が生じることは少ないと思われる。特許の権利範囲の穴を補う可能性があると思われる。

以上から、意匠制度は特許の権利範囲の穴を意匠権が補う可能性があると思われる。

第3には、特許権の保護対象と意匠権の保護対象との違いを考慮することで特許製品を重層的に保護できる可能性があると思われる。例えば発明は技術的思想であるが故に必ずしも外観に現れない。従って、特許製品と外観が似ている場合、購入者が誤って該当特許発明と全く無関係の他社製品を購入してしまう恐れがあり、購入者ばかりでなく当該特許権者の利益も損なわれる恐れがある。

かかる場合に、独占権としての意匠権で他人の製

造・販売等を排除し、当該特許製品を確実に特許権者のみが製造販売等できるようにすることで、特許権による保護を更に確実なものとしていくことができると思われる。

以上から、意匠制度は特許権の保護対象と意匠権の保護対象との違いを考慮することで特許製品を重層的に保護できる可能性があると思われる。

以下に事例に沿って具体的に説明する。

表1

表中の「①登録されやすい」は前頁の「第1には、意匠制度は分野にもよるが特許制度に比べて比較的登録されやすい可能性があると思われる。」を、「②の穴を補う」は同じ前頁の「第2には、特許の権利範囲の穴を意匠権が補う可能性があると思われる。」を、「③の重層的保護」は同じ前頁の「第3には、特許権の保護対象と意匠権の保護対象との違いを考慮することで特許製品を重層的に保護できる可能性があると思われる。」を意味する。

また、表中に特許番号が無いのはまだ未審査、みなし取り下げ、拒絶査定等である。

担当者	企業名	意匠制度パターン	種別	出願番号	特許(登録)番号	発明(物品)の名称	備考
折居	個人(意匠はベクトリックス株式会社)		特許	H8-193598		ねじ、タッピンねじ及びドリルねじ	拒絶査定
			意匠(部分)		1141607	木ねじ	上記公開特許公報により無効審決 拒絶理由に対し補正
折居	シービー化成株式会社(旧中国パル化成株式会社)	①登録されやすい ②穴を補う	特許	2001-389904	3961822	食品包装容器	
			意匠		1186568	包装用容器	
折居	シービー化成株式会社(旧中国パル化成株式会社)	①登録されやすい	特許	2010-235736		食品包装容器	2012.4.19時点で未審査
			意匠(部分)		1416450	包装用容器	
折居	パナソニック株式会社	①登録されやすい	特許	2008-82287		半導体装置用パッケージと光半導体装置	2012.11.20時点で拒絶理由通知
			意匠(部分)		1347482	半導体レーザー素子の基台	
大塚	株式会社バンダイ	①登録されやすい ③重層的保護	特許		4695243	可動玩具	
			意匠		1095993	ロボットおもちゃ	
大塚	株式会社バンダイ	①登録されやすい ③重層的保護	特許		4422185	人形吊り下げ玩具	
			意匠		1336779	人形おもちゃ	
大塚	株式会社バンダイ	①登録されやすい ③重層的保護	特許	2009-93260		蓋部材装着玩具	審査請求せず
			意匠		1379332	蓋部材装着玩具(部分)	
			特許		4972218	動作体玩具	
大塚	株式会社バンダイ		意匠				意匠は拒絶されたのか ヒットせず
大塚	三菱電機株式会社	①登録されやすい ②穴を補う	特許		5014280	電気掃除機の吸込具及び電気掃除機	
			意匠		1355932	電気掃除機用ブラシ	
大塚	三菱電機株式会社	①登録されやすい ②穴を補う	特許		5093282	電気掃除機	
			意匠		1398590、他2	電気掃除機本体	他2は部分意匠
岡崎	株式会社東芝	③重層的保護	特許	2005-17488 2005-17489	4528639 4459069	集塵装置および電気掃除機	
			意匠		1220471(全体) 1220469(部分)	電気掃除機本体	
岡崎	株式会社東芝	③重層的保護	特許	2005-6330	4459063	加熱調理器	
			意匠		1266141(部分)	ロースター付電磁誘導加熱調理	
岡崎	株式会社東芝	③重層的保護	特許	2007-313728	4945416	発光モジュール及びその製造方法	
			意匠		1316019(全体) 1316020(部分)	発光ダイオード	
岡崎	株式会社タカラトミー	③重層的保護	特許	2010-6639 2010-6633 2010-6628	4940314 4875758 4849496	自動車玩具	
			意匠		1391371(全体)	自動車おもちゃ	
岡崎	株式会社タカラトミー	①登録されやすい	特許	2009-172171		給餌機	審査請求せず
			意匠		1395001(全体)	ペット用給餌具	
岡崎	日立アプライアンス株式会社	③重層的保護	特許	2006-237143 2006-237142	4654169 4654168	冷蔵庫	
			意匠		1287809(全体)	冷蔵庫	関連意匠4件 (1287935、1287936、 1287937、1287938)
土井	山洋電気		特許	2011-64585	未登録	送風機	
			意匠		1405723	送風機用ケーシング	
土井	山洋電気		意匠		1405722	送風機用ケーシング	部分意匠
土井	山洋電気		特許	2010-166097	未登録	遠心ファン	
			意匠		1380665	遠心送風機	
土井	山洋電気		意匠		1381019	遠心送風機	関連意匠
土井	山洋電気		意匠		1380664	遠心送風機	部分意匠
土井	山洋電気	③重層的保護	特許	2007-97674		軸流送風機	
			意匠		4871189 1313239	送風機	
岩城	コクヨ株式会社他		特許	H11-235747		椅子	
			意匠		3761135	椅子	独立(部分)
岩城	コクヨ株式会社他	②穴を補う	意匠		1088208	椅子	本意匠
岩城	コクヨ株式会社他		意匠		1091029	椅子	関連意匠(部分)
岩城	コクヨ株式会社他		意匠		1091485	椅子	関連意匠(部分)
			意匠		1091486	椅子	関連意匠(部分)

(作成者 折居章)

事例 1. 包装用容器

<p>特許権</p>	<p>特許第 3961822 発明の名称：食品包装容器 請求項 1 「プラスチック製の食品包装容器において、容器本体は、平面視略円形とし、底面には、略中央を隆起させた載置部と、その周囲の水受け部とを設け、水受け部の内面には、放射状に凸山及び凹溝を交互に複数条形成し、周壁面下部の内面には、円周方向に凸山及び凹溝を交互に複数条形成し、底面及び周壁面下部に連続的に不透明乃至半透明の印刷を施した食品包装容器。」 右の図は特許公報の図面である。 符号の説明：5 周壁 5a 内面 9 載置部 10 水受け部 10a 内面</p>	<p>【図 1】</p>
<p>意匠権</p>	<p>意匠登録第 1186568 号 意匠に係る物品「包装用容器」 意匠の説明：本物品は、底面、周面下部及びその上の平行な 3 本線以外は透明である。 【平面側斜視図】 </p> <p>【正面図】 </p>	

1. 特許出願の経過

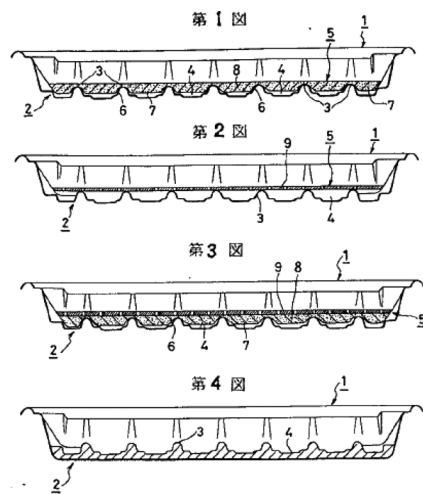
上記特許権は、平成 13 年 12 月 21 日に発明の名称「食品包装容器」として特許出願され、平成 15 年 7 月 9 日に出版公開された。その時の請求項 1 は「プラスチック製の食品包装容器において、容器本体の底面及び周囲の周壁面下部に連続的に不透明乃至半透明の印刷を施した食品包装容器。」である。

当該特許出願は平成 16 年 11 月 30 日に出版審査請求され、平成 18 年 8 月 8 日に下記の様な拒絶理由通知が通知された。

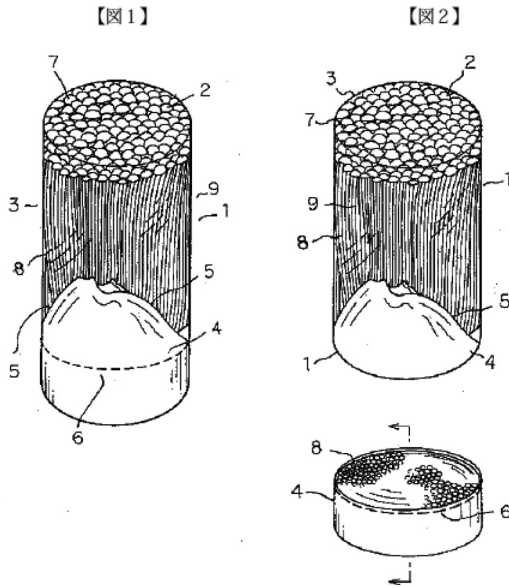
当該出願は、実開昭 57-009767 号に本願食品包装容器の発明の全体的な構成が、登録実用新案第 3039267 号に見栄え等を考慮して、隠蔽したい位置に不透明乃至半透明の印刷を施す発明の記載がされており、これらに基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許

を受けられない。

引例 1：実開昭 57-009767 号



引例 2：登録実用新案第 3039267 号



これに対し、出願人は意見書と手続補正書を提出し上記特許発明の請求項 1 のように補正した。

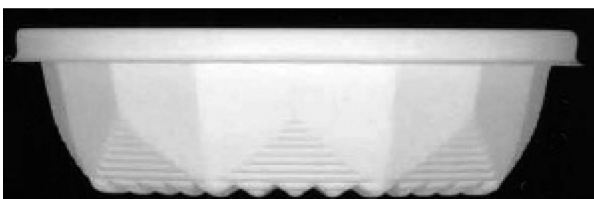
この結果、特許査定となり、特許料納付後、設定登録され特許権が発生した。

2. 意匠登録出願の経過

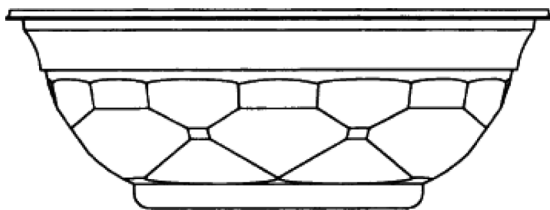
上記意匠権は、平成 14 年 7 月 19 日に意匠に係る物品を「包装用容器」として意匠登録出願され、登録査定がされ、登録料の納付後、平成 15 年 8 月 15 日に設定登録された。

尚、当該意匠登録出願に対しては複数の参考文献があったが、下記はその一部である。

参考文献 1：意匠登録第 1078392 号（平成 12 年 7 月 10 日公報発行）【本体の正面図】



参考文献 2：意匠登録第 1103603 号（平成 13 年 3 月 19 日公報発行）【正面図】



3. コメント

(1) 上記の通り、特許出願人は拒絶理由通知に対し、請求項 1 に「水受け部の内面には、放射状に凸山及び凹溝を交互に複数条形成し、周壁面下部の内面には、円周方向に凸山及び凹溝を交互に複数条形成し、」なる構成を加えた。これは、発明は技術的思想であるため、単純に引例との形状的構造の違いだけでなく、その構造による課題解決の技術的効果を必要とする特許出願の特色によるものであると思われる。即ち、水受け部 10 の凹溝を放射状、つまり底面の中心を通る方向に形成し、周壁下部の内面 5a の凸山及び凹溝を円周方向に形成することで其々の凹溝が直交することとなり、容器を傾けた際、底面の凹溝を流れてきた水分は、周壁面下部の周方向の凸山及び凹溝で止められ、そこから上部に向かい水分が流れることを防止することができ、周壁面上部に水分が表出することを防止できるという技術的効果が、認められ特許査定となったものと思われる。

これに対し、本件意匠登録出願に係る意匠は、引例と全く形状、構造が異なり、拒絶理由とならなかったと思われる。因みに上記参考文献 1, 2 の意匠とも類似しないと思われる。

即ち、引例 1 の底面に液汁を溜める凹部を設けるといふ発明は複数の凹部が並んでいようと認められるが、このように並んだ凹部と意匠登録出願に係る意匠とは全く形状が異なり、類似とはならないと思われる。

これは、発明は思想であり必ずしもその形状に拘束されるものではないが、意匠は物品の外観であるためその図面の形状に拘束されることによる違いであると思われる。

以上のように一見形状の異なる引例によって特許出願は拒絶理由となる可能性があるが、意匠登録出願ではその可能性が低くなると考えられる。

これが、意匠制度は分野にもよるが特許制度に比べて比較的登録されやすい可能性があると思われる理由の一つである。

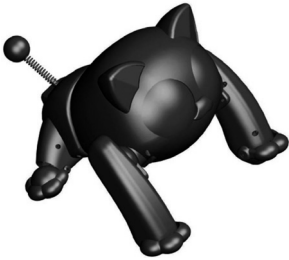


(2) 次に、上記特許権と意匠権について検討する。即ち、特許発明では「周壁面下部の内面には、円周方向に凸山及び凹溝を交互に複数条形成し」とあるが、登録意匠では断面図がないので正確には判らないが凸山及び凹溝があるようには見れないし、意匠の説明でも「平行な 3 本線」としか記載がない。

この結果、周壁面下部の内面に円周方向に凸山及び凹溝を設けないものは特許権の権利範囲に入らないと思われるが、意匠権では凸山及び凹溝を設けないものでも同程度の太さの平行な2~4本線があれば少なくとも類似の範囲には入るとされる。

これが、特許の権利範囲の穴を意匠権が補う可能性があると思われる理由の一つである。

(作成者 折居章)

事例 2. ロボットおもちゃ

特許 権	<p>特許第 4695243 号 発明の名称：可動玩具 【請求項 1】 下記の要件を備えたことを特徴とする可動玩具。 (イ) 胴部と、胴部に回動自在に設けられた腰部とからなること。 (ロ) 腰部には一対の後脚部が設けられ、胴部には一対の前脚部が設けられていること。 (ハ) 胴部又は腰部には、腰部を回動する第 1 の駆動装置が設けられていること。 (ニ) 第 1 の駆動装置は、腰部を回動させるサーボモータと、腰部の回転方向及び回転角度を検出する位置検出センサを有すること。 (ホ) 胴部には、一対の前脚部を夫々回動する一対の第 2 の駆動装置が設けられ、一方の前脚部と他方の前脚部を夫々独立して回動するように構成されていること。 (ヘ) 第 2 の駆動装置は、前脚部を回動させるサーボモータと、前脚部の回転方向及び回転角度を検出する位置検出センサを有すること。</p> <p>右の図は特許掲載公報の図面である。</p> <p>符号の説明：21 第 1 の駆動装置 51 第 2 の駆動装置</p>	
意匠 権	<p>意匠登録第 1095993 号 意匠に係る物品「ロボットおもちゃ」 意匠の説明：各図の表面部全面に表された濃淡は、立体表面の形状を表す濃淡である。</p> <p>【斜視図】 【正面図】 【背面図】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;">    </div>	

1. 特許出願の経過

上記特許権は、国内優先権を主張して、平成 12 年 3 月 14 日に発明の名称「可動玩具」として特許出願され、平成 13 年 9 月 11 日に公開された。公開時の請求項 1 は、
「下記の要件を備えたことを特徴とする可動玩具。
(イ) 胴部と、胴部に回動自在に設けられた腰部とからなること。
(ロ) 腰部には一対の後脚部が設けられ、胴部には一対の前脚部が設けられていること。
(ハ) 胴部又は腰部には、腰部を回動する第 1 の駆動装置が設けられていること。
(ニ) 胴部には、一対の前脚部を夫々回動する一対の第 2 の駆動装置が設けられていること。」である。
そして、平成 18 年 10 月 2 日に特許出願審査請求され、平成 21 年 2 月 23 日に特許法 29 条 2 項に該当する旨

の拒絶理由通知が通知されている。拒絶理由の内容及び引用文献は以下の通りである。

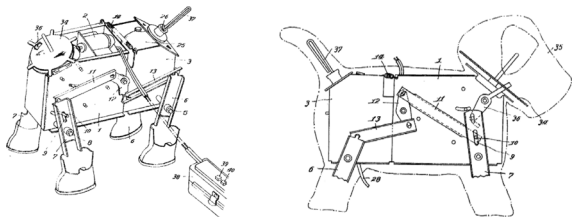
請求項 1：「引用文献 1 には、機枠本体 1 と、機枠本体 1 に回動自在に設けられた可動機枠 3 とを備え、可動機枠 3 には一対の後脚 6 が設けられ、機枠本体 1 には一対の前脚 7 が設けられ、さらに可動機枠 3 と前脚 7 とを回動させる電動機 2 を備えた玩具、が開示されている。

また、例えば引用文献 2（第 2 頁左上欄下から第 5 行～左下欄 13 行等参照）等に挙げられるように、個々の回動位置に対してそれぞれ駆動装置を備える点は、本願出願以前に分野を限らず周知である。

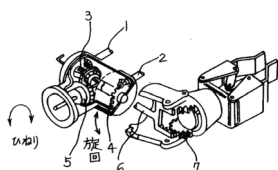
よって、引用文献 1 に開示された発明に対し、上記周知の点を採用し、可動機枠 3 を回動させる電動機と前脚 7 を回動させる電動機とをそれぞれ備える構成として、請求項 1 に係る発明に至ることは、当業者であ

れば容易に想到し得るものである。」

引用文献1：特公昭39-2681号公報



引用文献2：特開昭49-134057号公報



これに対し、出願人は意見書と手続補正書を提出し上記特許発明の請求項1のように補正した。その後、拒絶査定されたものの、拒絶査定不服審判を請求して争っている。

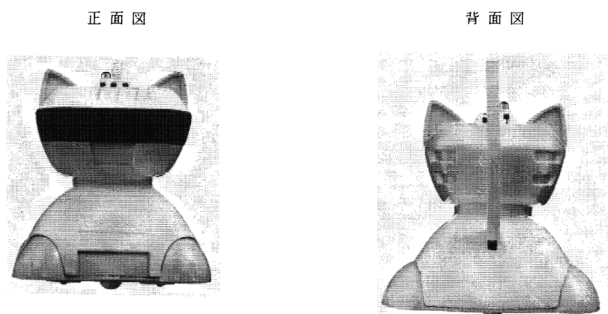
この結果、特許査定となり、特許料納付後、平成23年3月4日に設定登録され特許権が発生した。

2. 意匠登録出願の経過

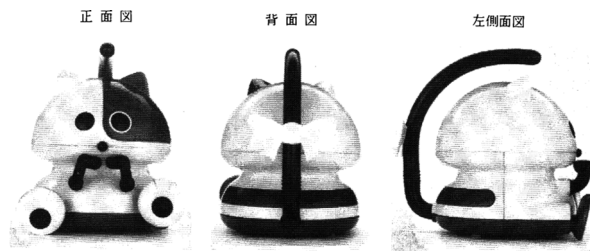
上記意匠権は、平成12年3月1日に意匠に係る物品を「ロボットおもちゃ」として意匠登録出願され、登録査定がされ、登録料の納付後、平成12年10月27日に設定登録された。

なお、当該意匠登録出願に対しては下記の2件の参考文献があった。

参考文献1：意匠登録第715973号（昭和62年10月26日公報発行）



参考文献2：意匠登録第776795号（平成1年12月12日公報発行）



3. コメント

(1) 上記「可動玩具」の特許と「ロボットおもちゃ」の意匠は、出願日こそ異なるものの、図面に表わされた構造及び意匠はほぼ同一であり、同一商品（猫型の玩具）について特許と意匠の両方の側面から権利化を図ったケースである。しかしながら、意匠は拒絶されることなく登録されている一方で、特許は補正を行い、かつ、拒絶査定不服審判まで争って登録が認められており、登録に至る経緯は対照的である。

本件特許は、拒絶理由に対して、請求項1に「(二)第1の駆動装置は、腰部を回動させるサーボモータと、腰部の回転方向及び回転角度を検出する位置検出センサを有すること」等のクレームを追加している。その結果、第1の駆動装置と第2の駆動装置の構造を限定することで進歩性は解消されたものの、出願当初の内容と比べて権利範囲が狭くなっている。

他方、本件意匠は、拒絶されずに登録が認められている。参考文献で挙げられた先行例はいずれも猫をモチーフとした形状の玩具であるが、それぞれの構成及び外観から感得される美感は、本件意匠とは異なっている。また、本件特許において引用された文献についても本件意匠とは当然に非類似である。結果として、意匠については、出願人が当初意図した内容で権利が取得できている。

(2) では、本件のように、同一商品について特許と意匠で権利化する意義は何であろうか。

まず考えられるのは、特許と意匠の権利範囲の違いである。本件は、猫型の玩具についての事案であるところ、この商品の売りは、①従来の玩具にはない複雑でコミカルな動きが可能であること及び②従来の玩具には見られない猫のデザインにある。これらの特徴を網羅的に保護するためには、コミカルな動きを可能とする内部構造を特許で、特徴的な猫のデザインを意匠で、権利として押さえておく必要がある。なぜなら、特許によって内部構造についてのみ保護されたとしても、内部構造が異なれば、デザインが同一又は類似の

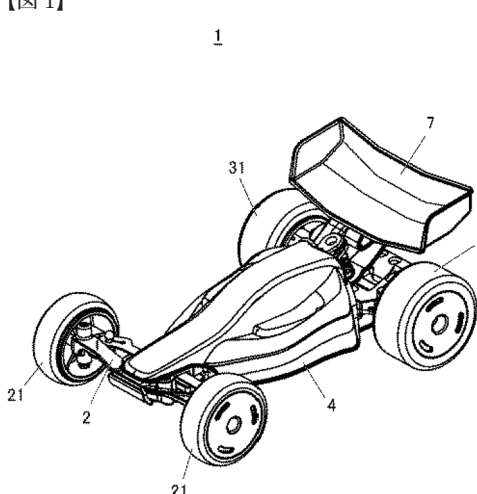
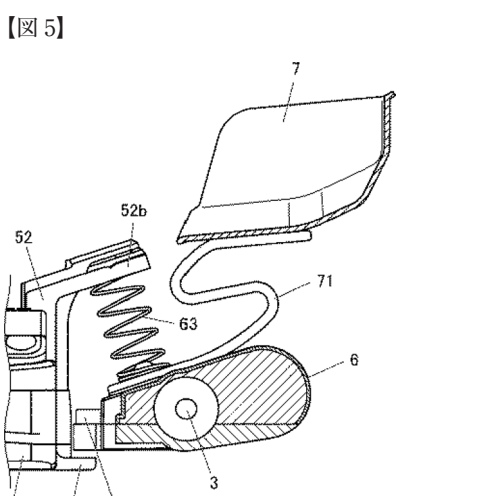
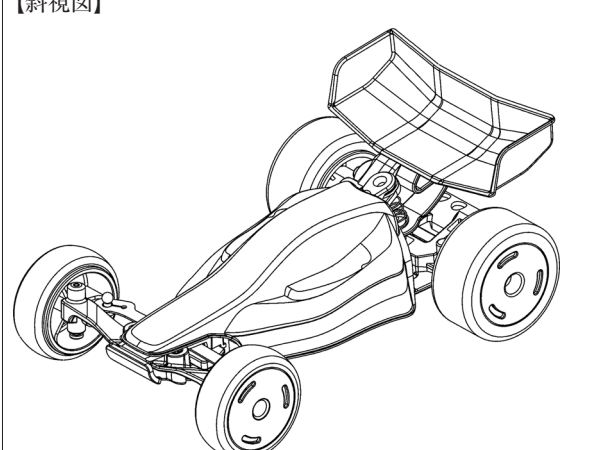
玩具については権利が及ばず、また、意匠によってデザインについてのみ保護されたとしても、デザインが異なれば、内部構造が抵触する玩具について権利が及ばないことになるからである。本件は、特許と意匠で権利化されたことにより、内部構造は抵触しないもののデザインが同一又は類似の玩具（いわゆる模倣品や粗悪品）やデザインが非類似であって内部構造は抵触する玩具（例えば外観が犬）について保護が図れている。

また、権利の存続期間の観点からも、特許だけではなく意匠でも権利化したメリットがある。意匠は物品の美的外観であるため図面の形状によって判断されるが、発明は技術的思想であり必ずしもその形状に拘束されない。そのため、意匠は特許よりも登録されやすく、早期に権利化される傾向にある。実際に、本件では、形状が異なる先行例によって特許は拒絶されている。その結果、意匠については登録日から最大で20年間権利が発生するのに対し、特許は権利期間が約9年程度となっている。

(3) このように、本件では、特許と意匠を併用することで技術的な保護のみならず模倣品や粗悪品の対策ができており、加えて、意匠は、特許より早くそして長く権利を取得できている。本事案に鑑みれば、商品の多面的、重層的な保護を図るには、意匠制度の活用は欠かせないと言えよう。例えば、特許についてのみ権利を取得することで、果たしてその商品が本当に保護できるのか、今一度考える必要があるのではないだろうか。

(作成者 大塚啓生)

事例 3. 自動車おもちゃ

<p>特許権</p>	<p>特許第 4940314 号 発明の名称：自動車玩具 請求項 1 「ステータ部材を介して車体本体に取り付けられたウイング部材を備える自動車玩具において、前記ステータ部材は、前記車体本体の車幅方向に幅を有する板状であるとともに、前記車体本体の前後方向に屈曲された屈曲部を有することを特徴とする自動車玩具。」</p> <p>右の図は特許掲載公報の図面である。</p> <p>符号の説明：7 ウイング 71 ステータ部材</p>	<p>【図 1】</p>  <p>【図 5】</p> 
<p>意匠権</p>	<p>意匠登録第 1391371 号 意匠に係る物品「自動車おもちゃ」 【斜視図】</p> 	

1. 特許出願の経過

上記特許権は、平成 22 年 1 月 15 日に発明の名称「自動車玩具」として特許出願され、平成 23 年 7 月 28 日に出願公開された。その時の請求項 1 は「ステータ部材を介して車体本体に取り付けられたウイング部材を備える自動車玩具において、前記ステータ部材は、前記

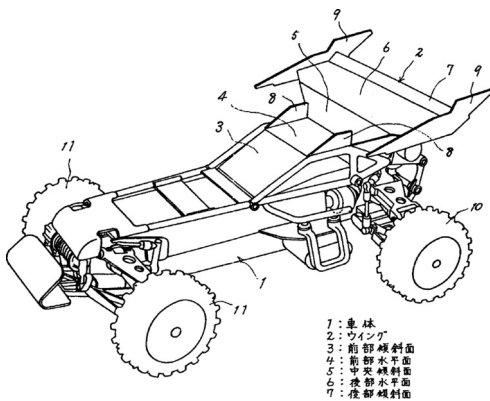
車体本体の前後方向に屈曲された屈曲部を有することを特徴とする自動車玩具。」である。

当該特許出願は出願と同時に（平成 22 年 1 月 15 日）に出願審査請求され、下記の引例 1 に複数の棒状部材を連結させて車体本体の前後方向に屈曲された、く字状の屈曲部を一つだけ有するステータ部材が開示されて

いることを根拠に本件発明の進歩性を否定する拒絶理由通知が平成 23 年 11 月 1 日に通知された。

引例 1：実公平 4-26150 号

【図 1】



これに対し、出願人は意見書と手続補正書を提出し上記請求項 1 のように補正した。具体的には、請求項 1 に前記ステー部材が「前記車体本体の車幅方向に幅を有する板状である」という構成を加えて、引例 1 との構成の違いを明確にした。また、意見書においては、下記の点を主張して、引例 1 と効果が異なることを明らかにした。

・本件特許権のステー部材が、ウイング部材を安定して支持することができるとともに、ウイング部材を左右方向に傾斜させる外力が当該ウイング部材に作用した場合であっても、ステー部材がその幅に亘る外力の分布に応じて柔軟に弾性変形して当該外力を分散させ、当該ステー部材の塑性変形や破損を抑制することができる。

・引例 1 では、ウイング 2 の下面への空気の流入を防止する目的で、ウイング 2 前端部の前部傾斜面 3 が車体 1 に保持されている。引例 1 に記載のウイング 2 は、本願請求項 1 に記載のウイング部材と異なり、そもそも「ステー部材を介して車体本体に取り付けられた」ものではない。このようなウイング 2 に前後方向や左右方向の外力が作用した場合には、当該外力がステー部材と同時に車体 1 にも伝わるため、ステー部材によって当該外力を分散させることはできない。

この結果、特許査定となり、特許料納付後、設定登録され特許権が発生した。

2. 意匠登録出願の経過

上記意匠権は、平成 21 年 12 月 25 日に意匠に係る物品を「自動車おもちゃ」として意匠登録出願、平成 22 年 4 月 27 日に登録査定、登録料の納付後、平成 22 年

5 月 28 日に設定登録された。

3. コメント

(1) 特許出願では明細書等の記載に基づいて広い範囲で発明をクレーム化することが可能であるため、出願人や代理人は、特許権の方が意匠権よりも広い権利範囲を確保することができると考えがちになり、意匠出願について全く検討せずに出願方法を決定する傾向があると思われる。確かに特許出願が拒絶理由を受けずに権利化された場合には、クレームの内容次第で意匠権よりも広い範囲で権利を取得することが可能であることは否定できない。しかしながら、全ての特許権がそのようなケースに該当する訳ではなく、本件特許権のように拒絶理由通知に挙げられた先行技術との差異を明確にするために補正した場合には、出願人にとって望ましくない範囲までクレームを限定せざるを得ないこともある。したがって、出願人や代理人は、最初から意匠出願の利用を無視するのではなく、特許出願であっても最終的には意匠権よりも狭い権利となることもあり得るということを留意して、創作物についてその出願方法を十分に検討すべきである。

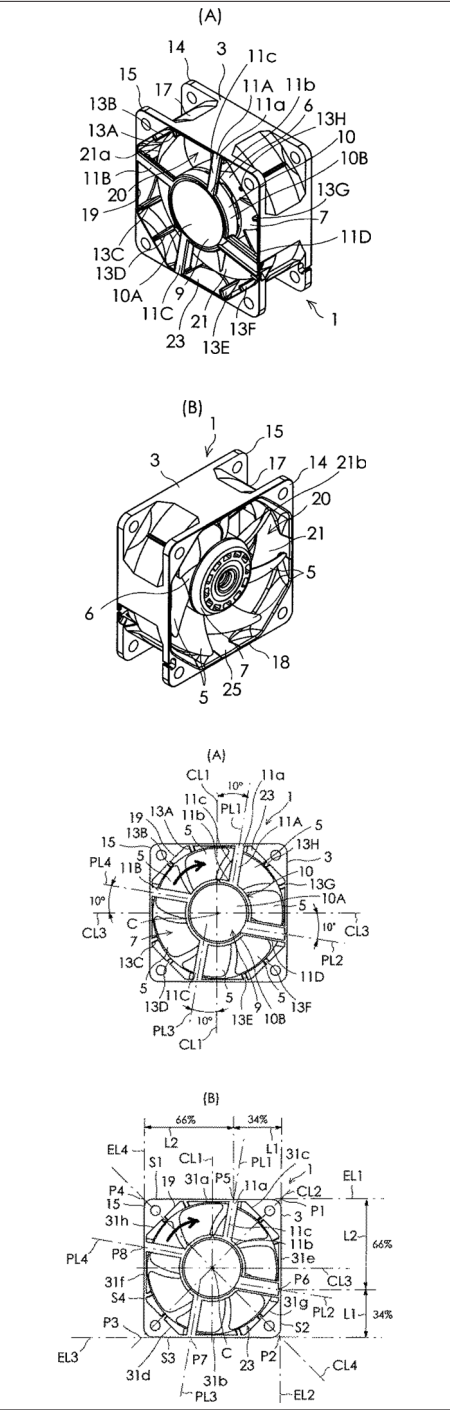
(2) また、自動車おもちゃのように形態の模倣が容易な物品の分野においては、製造販売者は特許出願や意匠出願を利用して模倣品対策に十全を期す必要がある。そこで、本事例について検討すると、本件特許権は自動車おもちゃの部分的な形状に関するもので、自動車おもちゃの全体形状について権利化したものではない。このため、ステー部材が車体本体の前後方向に屈曲していない模倣品は権利範囲外となってしまう。その結果、ステー部材以外の形状が全く同じ模倣品に対し特許権の行使が不可能な事態を招き、特許権を取得するだけでは模倣品対策において有効性を十分に確保したことにはならない。これに対し、意匠では、類否判断においてステー部材が車体本体の前後方向に屈曲しているか否かは全体の外観にそれ程大きな影響を与えないため、登録意匠と模倣品の外観全体が共通感を生み出していると判断され、特許権では権利行使が不可能な模倣品を意匠権で排除することが可能である。

(3) 本事例のように、模倣が容易な物品の分野で十分な模倣品対策を施す必要がある場合には、特許権だけでなく、意匠権も取得して重層的な保護を目指す必要があり、意匠権は有効に機能すると思われる。

(作成者 岡崎博之)

事例 4. 送風機

特許第 4871189
 発明の名称：軸流送風機
 請求項 1
 「中心に位置する円筒部と、前記円筒部の一端と吐き出し口との間に位置して前記円筒部の径方向外側に広がる環状の吐き出し口側テーパ部と、前記円筒部の他端と吸い込み口との間に位置して前記円筒部の径方向外側に広がる環状の吸い込み口側テーパ部とからなる風洞を備えたファンハウジング(3)と、前記風洞内に配置され且つ複数枚のブレードを有するインペラ(7)と、前記インペラが固定されたロータと、前記ロータに対応して設けられたステータと、前記吐き出し口側に位置する底壁部と前記底壁部と連続して形成されて前記吸い込み口側に向かって延びる周壁部とを有し、前記ステータが前記底壁部に固定されるモータケース(10)と、前記インペラの回転方向に間隔をあけて配置され且つ前記風洞の前記吐き出し口内に位置して、前記モータケースと前記ファンハウジングとを連結する4本のウエブ(11A-D)とを具備し、前記4本のウエブが、前記風洞の前記吐き出し口側テーパ部に連結された外側端部(11a)と、前記モータケースの前記周壁部に連結された内側端部(11b)と、前記外側端部と前記内側端部との間に位置して両者間を直線的に延びる直線部(11c)とをそれぞれ有している軸流送風機であって、前記吐き出し口は、前記ロータの回転中心線(C)を中心にして対向し且つ前記インペラの回転方向に順番に並ぶ第1乃至第4の一对の直線辺(31a-h)から構成された多角形状を有しており、前記第1の一对の直線辺の中心と前記回転中心線とを通る第1の仮想中心線(CL1)と、前記第2の一对の直線辺の中心と前記回転中心線とを通る第2の仮想中心線(CL2)と、前記第3の一对の直線辺の中心と前記回転中心線とを通る第3の仮想中心線(CL3)と、前記第4の一对の直線辺の中心と前記回転中心線とを通る第4の仮想中心線(CL4)とを仮想した場合に、前記第1乃至第4の仮想中心線の隣り合う2つの前記仮想中心線間の角度が45度であり、前記第1及び第3の一对の直線辺の長さが等しく、前記第2及び第4の一对の直線辺の長さが等しく、しかも前記第1及び第3の仮想中心線と前記第1及び第3の一对の直線辺との交点と前記回転中心線との間の距離が、前記第2及び第4の仮想中心線と前記第2及び第4の一对の直線辺との交点と前記回転中心線との間の距離よりも短く、前記4本のウエブについて、前記外側端部の中心及び前記内側端部の中心並びに前記直線部の中心を通る第1乃至第4の仮想直線(PL1-4)を、前記インペラの回転方向に順番に並ぶように仮想した場合に、前記第1乃至第4の仮想直線の隣り合う2本の前記仮想直線間の角度が90度となり、前記第1の仮想中心線から見て前記インペラの回転方向側に位置する前記仮想直線と前記第3の仮想中心線との間の角度 θ が、 $8^\circ < \theta < 14^\circ$ の範囲内の角度(図中 10°)となるように前記4本のウエブが配置されていることを特徴とする軸流送風機。」





1. 特許出願の経過

本件特許は、平成 18 年 4 月 18 日を優先日として平成 19 年 4 月 3 日に特許出願され、平成 22 年 1 月 12 日に手続補正書と共に審査請求され、拒絶されることなく平成 23 年 11 月 1 日に特許査定され、平成 23 年 11 月 25 日に登録された。なお、拒絶理由通知は出されていないが、参考文献として特開 2000-110772、特開昭 56-77600、特開平 10-205497、特開 2005-307793 が上げられている。

2. 意匠登録出願の経過

本件意匠は、平成 18 年 4 月 18 日に意匠登録出願され、平成 18 年 9 月 26 日に拒絶理由通知が発せられ、意見書を提出するも、平成 18 年 12 月 20 日に拒絶査定されている。その後、平成 19 年 2 月 1 日に拒絶査

定不服審判を請求し平成 19 年 8 月 18 日に請求を容認する審決が出され、平成 19 年 9 月 21 日に意匠登録されている。

3. コメント

上記の特許と意匠は、共に平成 18 年 4 月 18 日に出願され、特許は拒絶されることなく、意匠は拒絶査定不服審判を経てそれぞれ登録されている。両者の図面に示された構造はほとんど同じである。

特許の請求項 1 は、4 つのウエブ 11A-11D を有し、吐き出し口は多角形状を有し、多角形の直線辺の中心と回転中心線とを通る仮想中心線 CL が互いに 45° であり（従って八角形である）、4 本のウエブ 11A-D の隣接するウエブの角度が 90° で、4 本のウエブの仮想直線 PL と八角形の直線辺中心を通る仮想

中心線 CL との角度が 8-14° になるようにウェブが配置されていることなどを規定しており、その作用効果は、定性的な説明はできないものの、従来の軸流送風機より騒音と振動が低下したことにあるとしている。

一方、意匠登録出願では、オリエンタルモータ社のターリングファンのカタログと類似するので法第 3 条第 1 項第 3 号の規定で拒絶されている。それに対して、出願人は、本願意匠はインペラを収納する円筒部の外側に環状の傾斜面を有しその傾斜面の外周端縁の輪郭が略八角形であり、ウェブの角度が約 100 度であるのに対して、引用意匠は円弧状で約 135 度であるなどと主張し、拒絶査定不服審判を経て登録されている。したがって、意匠登録出願での拒絶理由に対する反論点は、特許の請求項 1 の多角形状や 4 本のウェブの特定の角度と同等の内容になっていて、登録意匠の類似範囲はそれに相応してある程度限定的に解されることになるであろう。

ただし、意匠の権利は図面に基づいて決められるので、上記の主張点があったとしても、八角形の外周端円や特定角度のリブの形状とその類似範囲まで権利が及ぶので、それ相応の権利範囲を有している。したがって、本事例は意匠出願により特許権とは異なる権利を取得したことになり、特許権と意匠権により重層的に製品を保護することができたものと考えられる。

なお、特許の場合は、請求項で限定している 4 つのウェブの角度により騒音と振動が低下するという作用効果をもたらすのであれば、4 つのウェブの角度が異なっている先行技術に対して、特許性が見いだしやすいが、意匠の場合は、八角形や 4 つのウェブの角度の相違点では異なる美観があるとの主張が認められない場合もあり（事実、拒絶査定されている）、そういう意味でも、特許出願と意匠登録出願を同日に行う意義があったと考えられる。

（作成者 土井 健二）

事例 5. 椅子

<p>特許権</p>	<p>特許第 3761135 号 発明の名称：椅子 請求項 1 「背もたれ部 (6) の複数個所に孔 (61) を設け、これらの孔 (61) の何れかを選択して、指圧突起 (7) を、該背もたれ部 (6) の前面側から着脱可能に装着し得るように構成しているものであって、 背もたれ部 (6) の平断面が、中央部から左右両縁に向かって前方に湾曲した形状をなすものであり、その背もたれ部 (6) に設ける孔 (61) に前後方向を略片抜き方向とするとときに抜きテーパとなるようなテーパ面 (61a) を形成していることを特徴とする椅子。」(下線部補正箇所) 以下、構成要件、形状を限定する請求項が 9 個、存在。</p>	
<p>意匠権</p>	<p>① 意匠登録第 1088208 号 (独立) ~部分意匠 ② 意匠登録第 1091029 号 (本意匠) ~部分意匠 ③ 意匠登録第 1091485 号 (関連意匠) ~部分意匠 ④ 意匠登録第 1091486 号 (関連意匠) ~部分意匠 ・意匠に係る物品「椅子」 ・意匠に係る物品の説明：正面図及び背面図において、背もたれ部にみられる円は貫通孔であり、キノコ形の押圧部材を着座者の好みに応じた位置で突設可能である。着座者は、背もたれ部に寄りかかることにより、つぼを刺激してマッサージ効果が得られる。</p>	<p>②の意匠 (正面図)</p> <p>③の意匠 (正面図)</p>

1. 特許出願の経過

本件特許権は、平成 11 年 8 月 23 日に発明の名称を「椅子」として特許出願され、ほぼ 3 年後の平成 14 年 7 月 24 日に審査請求がなされている。その後、2 度の拒絶理由通知、意見書及び補正書の提出を経て、平成 18 年 1 月 20 日に特許登録されている。

第 1 回目の拒絶理由通知では、出願当初の各請求項に記載された発明は、特開平 9-94281 号公報等、5 つの引用文献記載の発明に基づいて当業者が容易に発明できたものであり、特許法第 29 条第 2 項の規定に該当する旨認定している。特に引用文献 1 には、本願発明の背もたれ部 (6) に相当する平板の複数箇所に小孔を設け、これらの小孔の何れかを選択して、着脱自在な突起片を装着し得ることが記載され、出願当初の請求項に近似する構成が採用されていた。かかる拒絶理由通知を受け、手続補正書及び意見書提出の結果、最終的に上記請求項 1 の内容にて特許登録されている。

(2 度目の拒絶理由は軽微な瑕疵によるもの)

2. 意匠登録出願の経過

このような経過を辿った本件特許権に対し、本件意匠権は、本件特許権の出願日と同日に、意匠に係る物品を「椅子」として、部分意匠 3 件、関連意匠 1 件がバリエーションの意匠として出願されている。そして、拒絶理由通知を受けることなく、翌平成 12 年 8 月 11 日から 9 月 14 日にかけて、全て意匠登録されている。

3. コメント

(1) 両権利の内容の相違

意匠では椅子の背もたれ部における貫通孔の配列の仕方にデザイン性が認められて権利になっている一方、特許では貫通孔の形状が限定された形 (テーパ面をさらに細かく限定) で権利化が図られている。

つまり、当該客体に関しては、技術を保護する特許、外観デザインを保護する意匠というように、それぞれの長所を使い分けて権利化されていることが理解できる。しかし、特許の場合は拒絶理由通知への対応上、貫通孔の形状を限定せざるを得ず、最終的な権利範囲がやや狭くなってしまったという点は否めない。これに対し、意匠では貫通孔の配列に関しては4つの権利で概ね確定されているが、貫通孔の形状については何ら限定されていない。単純に椅子に設けられた貫通孔という点から見れば、意匠の方が権利範囲が広いといえる。ただ、意匠権はあくまで孔の配列に権利が認められていることは事実であるので、意匠権によって特許権の内容をすべてカバーしているとは言い難い点も勿論ある。

一方、当該貫通孔は、本件特許権の断面図からも理解できるように、外部からも観察可能であることから、意匠登録の対象にも十分なり得たと考えられる。つまり、登録された4件の意匠公報の図面では、基本である六面図のみが添付されているが、拡大図若しくは断面図が省略されていた。この点は、意匠出願と同時期に特許出願を併せて行っていたこと、意匠権の権利範囲を狭めることを避けるために、敢えて添付しなかったとも考えられるが、意匠出願の図面に、貫通孔の拡大図若しくは断面図が添付されていれば、本件特許権の請求項1で画定された孔の形状にも、意匠権の効力を及ぼすことが可能であったとも考えられる。あくまで仮定ではあるが、出願の際に考え得る孔の配列、若しくは、実際に実施予定の物品と類似するもの、さらに非類似物品まで含む内容で、ある程度多くの意匠登録出願を行っておけば、本件特許権の一部を意匠権によってカバーできたともいえるのではないだろうか。つまり、意匠登録の出願の際に、孔の断面など、開示を幅広く行っておけば、特許出願を行わなくても、少なくとも防衛的な効果は得られたとも考えられる。また、意匠では部分意匠を活用しているので、椅子の形状は特に限定されず、孔の配列のみについて権利が取得されており、比較的広い権利となっていることも本件意匠権のメリットの一つとして理解できる。

(2) 出願形式の選択に際しての留意事項

我々弁理士は、出願形式の選択に際し、外観形状に重きがあるのか、或いは技術思想としての保護に重点

があるかなど、保護客体の特質を考慮し、特許出願とすべきか、意匠登録出願とすべきか、或いは両形式での出願を行うべきか、又、コストパフォーマンスをも考慮した上で、ベターの選択となるようクライアントに提案する義務がある。加えて、クライアントの客体の実施状況や、侵害立証の容易性、権利範囲の広狭など、トータルな視点に立って、適切な出願形式を選択すべきである。勿論、出願書類の作成に際しては、特許出願の明細書の記載はもとより、意匠出願の願書や図面の記載、特徴記載書の活用など、配慮すべき点多々ある。今回の客体では、特許については権利化まで約7年間の時間を要し（出願と同時に審査請求を行い、早期審査を活用すれば短縮可能）、意匠では約1年（現段階では更に短縮されている）で拒絶理由の通知もなく、スムーズに権利化が図られていることも一つの特徴であり、本質的ではないが、この点も出願形式を選択する際の判断要素になると思う。

(3) 意匠法独自の制度の積極的利用

我が国の意匠制度には、部分、関連の他、秘密意匠、動的意匠、組物といった特異な制度がある。特許出願では出願日から否応なしに1年半で出願公開されるのに対し、秘密意匠制度は、最長で3年間、秘密状態を維持できることが大きな特色である。このことは、特許法第29条第2項の進歩性判断上の公知文献化を比較的長期に亘り回避することを可能にし、形状に特徴のある商品の開発を進めていく上で、意匠による権利を先ず確保しておき、特許出願の出願時期を遅らせることを可能にするなど、開発に際しての自由度を高める働きもある。この点は、今回のような形状に特徴を有する物品の場合に有効に作用する。さらに、動的意匠では物品の変化の前後に亘るデザインに関して権利取得が可能になるというように、物品の機能性について特許権とは異なる形で権利が得られる。あくまで現状の意匠法の枠内となるが、これらの独特の制度を活用すれば、知財戦略上の選択肢を拡げ、クライアントにとっても権利取得上の利便性向上に繋がると思われる。勿論、将来ハーグ協定が発効した場合や法改正が行われた場合には、その内容に配慮した新たな対応が必要となることは心しておかなければならない。

(作成者 岩城全紀)

(原稿受領 2013. 4. 10)